

第3回広島市多文化共生市民会議指針改定専門部会 会議要旨

1 開催日時 令和6年(2024年)3月25日(月)午後2時～4時

2 場所 中区地域福祉センターボランティア研修室

3 出席者

(1) 委員(敬称略・五十音順)

河本 尚枝、中石 ゆうこ、長坂 格、二宮 孝司、増田 勇希、宮地 宏、ヴェール ウルリケ

(2) 事務局

国際化推進課 国際化推進担当部長(事)多文化共生担当課長、主幹

4 議事

(1) 今後の進め方について

(2) 第2回専門部会及び第1回・第2回市民会議で出された意見について

(3) 指針改定案の概要について

5 発言等要旨

(1) 議事(1) 今後の進め方について

資料1「広島市多文化共生のまちづくり推進指針改定 今後の進め方(予定)」について事務局から説明した。

河本部会長

事務局から資料1により今後の進め方について説明があった。質問等あればお願いしたい。(質問なし)では事務局から説明があったように本日は指針の大まかな概要について議論し、次回の会議はそれに基づきどういった事業をするのかという具体的な案を出していきたい。

(2) 議事(2) 第2回専門部会及び第1回・第2回市民会議で出された意見について

資料2-1「第2回専門部会で出された意見」及び資料2-2「第1回・第2回広島市多文化共生市民会議で出された意見」について事務局から説明した。

宮地委員

資料2-2の多文化共生市民会議というのは何人くらいの会議か。メンバーは決まっているのか。

事務局

会議自体は欠席の方もいるので大体10人程度。メンバーは決まっている。基本的に外国人市民の委員は1年以上広島市に住んでいる外国人の中から選んでいる。日本人の委員もいる。

中石委員

資料2-2の「民族教育を市が保証する」というのは具体的にどういうイメージか。「保証」とはどういうことを指すのか。

事務局

朝鮮学園のことだと思われる。基本的には経済的な支援といった運営を保証するということだと考えられる。

(3) 議事(3) 指針改定案の概要について

① 資料3、資料4（9ページまで）及び資料5について

資料3「広島市多文化共生のまちづくり推進指針 改定案の概要」、資料4「広島市多文化共生のまちづくり推進指針 改定案（たたき台）」（9ページまで）及び資料5「施策体系（広島市現行指針と改定案、総務省プランの比較）」について、事務局から説明した。

長坂委員

意識調査について、在留資格別でも分析をしたほうがよい。永住者、配偶者、技能実習生や特定技能、今増えている技術・人文知識・国際などの在留資格ごとにどんな問題を感じるかとか、どういう支援が必要かといった事項について集計するとよい。

中石委員

資料4の6ページの、「日本人と外国人の互いの付き合い方」で「付き合い」という言葉でイメージすることが日本人と外国人で同じであるかどうか伺いたい。

河本部長

図表9の「付き合いの有無」の付き合いというのは、日本人と外国人でイメージしているものと同じかどうかということによいか。「付き合い」を挨拶程度と認識しているか、家に呼んで食事を一緒にとると思うのかで大分変わってくるという問題意識からの質問かと思う。

事務局（中上主幹）

これは、付き合いがあるか、ないかということをもとめて集計している。付き合い方については、もし広島市多文化共生意識調査の報告書がお手元にあったら、そちらでどういう付き合いをしているかということを知っている。挨拶する人がいるとか、あるいは軽い内容の話をする人がいるとか。ここでは概括的にするために、これらの様々なバリエーションの付き合いがあると回答した人がそれぞれ何%かという形でまとめており、確かに日本人と外国人で差がある項目もある。例えば「困ったとき相談しあう人がいる」という程度の付き合いがあるかということ、どちらにも知っているが、外国人は34.0%の人が「そういう日本人がいる」と回答していて、日本人の場合は、「困ったときに相談する外国人がいるか」という質問になるが、それは1.7%しかない。どちらかというと、付き合いが深くなるほど日本人にはそういう外国人の人がいま

すという回答が少ない。日本人の結果はこうだが、外国人も同じく付き合いが深くなるほど少なくなはっていくが、日本人のほうがより顕著に少なくなっていくという感じである。

宮地委員

「困ったときに相談しあう人がいる」、相談する外国人がいるという日本人は1.7%となっているが、日本の制度のことだから、そもそも日本人が外国人に相談するのかという疑問がある。外国人から相談受けたことがありますかという質問だったら、外国人との関係がわかると思うが。

事務局（中上主幹）

双方に同じ質問をしようと思い聞いた結果である。でも日本人が外国人に相談する内容が、必ずしも日本の制度のことかどうかはわからない。日本の制度のことだったらもちろん日本人は外国人に聞かないと思うが、例えば家族の問題とか、そういうプライベートなことが想定されていると思う。そういう付き合いがあるかどうかという質問である。

ヴェール委員

この指針を作成する上で、「改定の趣旨」のところで、国が定めている法律とか政策をまず取り上げているのだが、その中で広島市は何ができるのかということだ。基本的にこの指針に書くことは、これからの10年間で国の交付金が得られなさそうなものはそもそも書かないとか、そういうことになるのか。

事務局（中上主幹）

それは国の方針とは違うことを指針に書けるのか、国の方針より進んだことを書けるのかという質問でよい。この場でご意見として委員の皆さんからはしっかりお聞きしたいと思うが、実際この指針を作成、公表という過程ではどうしても当課だけの意見では作れない部分がある。作成の過程で、先ほどの今後の進め方ところでも説明したが、市役所の中で色々な課の意見を聞きながら、実現の可能性はあるか考えつつ完成まで持っていくものとなる。なので、必ずしもこの指針に国の方針と180度違うものを盛り込めるかということそれは厳しいが、その方針の一步先に進んだものが絶対書けないかということ、そういうことはないと思うが、少し勇気があることではある。国が言っていることから一步先に踏み出す勇気があるという意味もあるし、市役所の中での調整に力がある部分でもあるが、ただこの場では意見として積極的にいただきたい。

事務局（河村部長）

交付金がもらえることだけやるということはない。交付金はもらえることのほうが今は少ないので。

河本部長

そうすると、資料1の今後の進め方と、今のご意見の話とあわせて考えると、この会議の場では、政府の方針はあまり考慮せずに意見を出しても構わない。しかし、実際に次回の委員会で具体的な事業を挙げていくとか、その後市の中の関係課との何ができるのか、何をやるのかという

調整の段階で、ある程度絞り込みが行われると理解すればよいか。

事務局（中上主幹）

最終的に指針は市の意思決定過程を経て出すものになる。なので、そこでどの程度のものを盛り込むかというのは市の意思決定過程の中で決まってくるが、その時にせつかく皆様方もお呼びをしてお意見を聞いているので、最大限反映するように事務局としては努めるが、どういう形になるかというのは、今申し上げた予定スケジュールの中でパブリックコメントなどの過程を経る中で固まっていくものになる。

庁内調整では現実問題なかなか難しいということもあると思われるが、具体的な事業についてどこまで書けるのかというのが重要になると思う。今の時点では何とも言えないとか、今現在やっていることだけ書くというのがよくありがちだが、今回少しでも踏み込んだ内容にできたいと考えている。しかし、それは当課だけでやるものではなく、それぞれの施策の所管課に納得してやってもらわないといけないので、それをどこまで到達できるのか、やってみないとわからないところである。

宮地委員

今回、2006年から約20年ぶりに指針を改定するというので、この間に何が大きく変わったのかに着目するのはどうだろうか。もちろん外国人の人口が変わったことについては書いてあるが、その一方で、広島という町はどう変わったのだろうか。例えば、今回の指針を書くにあたって、観光客には触れませんとの説明があったが、それは関連する施策が多すぎて変数が大きすぎるから書けないだろうと理解する一方、定住移住を促進するのも書けませんかと話があった。広島の日本人は減ってくるけど外国人は増えているというような説明だったと思うが、結局何のためにこの多文化共生のまちづくりを目指すのかを考える時に、その背景に外国人の人口が増えているからというだけではなく、外国人の方にも住みやすい街を目指し、外国人の人口を増やしていくという考え方がわかりやすいのかなと思う。つまり、この約20年の変化の中で、広島の日本人は減っているが、外国人に暮らしていただくことで、人口の維持を目指していくというポイントを考えるべきかと思う。そのためには、多文化共生のまちづくりに取り組み、今後にもぎやかな街を目指すというようにすると、全体の趣旨というか前文としてわかりやすいのではないかな。

二宮委員

第2回の会議を欠席したので、その部分を含めて、母語についてなどについてもこの後話をしたい。

資料4の5ページの調査の結果、(2)図表7で、平成24年と令和4年の比較だが、この結果からイメージするのは、日本語教育が前回改定のときよりも必要性が高まっているということと併せて、読んだり書いたりができない人が増えているということは、役所は大量にお知らせなど送る中で、読めない、書けない人々がいるということを全ての課が認識すべきだという結果ではないかなと私は受けとめた。これについて発言した理由は、話す、聞く、読むあたりの定着に対して、書くことの定着はすごくハードルが高く、数値的には50%台で、他と変わりはないよう

に見えるが、書くの中でもっと詳しく踏み込んだらひらがな、カタカナが書けるとか、ローマ字を書けるとか、そういうところで数字が出てくると思う。うちの大学の教員養成課程で小学校の教員になりたいと入ってきた外国人の学生たちの中に、話すことも聞くことも読むこともできる、だけど、授業の最後にまとめを書いたりする時に書けない学生がいる。1回や2回じゃなく、「今日の講義は勉強になった、だから今後に生かしていきたい」というような、ざっくりは書けても、もっと具体的に自分の意見や論理的な文章を書いたりとかということができない。文字としては書いているし、自分も書けているつもりではあるのだが。ただこの学生は広島市で小学校の先生になりたいと思っているから是非卒業させて、広島市で教員をさせてあげたい。場合によっては、中国語もできるわけだから、それこそ今話しているようなところで活躍してもらいたいけれども、そこが厳しい。じゃあ教員免許の資格は取れなくても、卒業して活躍できる場があれば、それはそれで生きてくるだろうと感じる。先ほどから「中長期的」とか「ライフステージごとに」というのが大事なキーワードだと思っているので、今話したこと、遡って小さい頃からどんな学びをしていけば、いわゆる自己実現に繋がって地域や学校、広島市で貢献できる人材になっていくかというところも考えたい、とこの結果を見ながら思った。

河本部会長

こちらの調査というのが今の二宮委員のお話にもあったが、18歳以上の人を対象に日本語能力について質問をしていて、日本語を母語とする人と同じくらい「話す、聞く」、「読む」、「書く」ができると答えた人が、全ての項目で前回調査よりも減っているということで、人生の途中で来日して、2022年現在広島に住んでいるという外国人が増えているのではないかということは想定できると思う。そうすると、これまでの広島というのは比較的在日韓国・朝鮮人の人が多く、日本で生まれ育った第2世代・第3世代が多いから、日本語はできるという前提で多文化共生を考えてきたけれども、その国籍構成が変わってきたということで、今までだったらそんなに必要と言われなかった日本語教育であったり、自分の国の言葉を保障するということが前回出ていたと思うが、そのあたりも対応が必要になるという話が出てくるのかと思う。それについては確か賛否あったと思うが。

中石委員

それに即してだが、資料4の2ページの図表2「外国人市民数の推移」は国籍別なので、母語が何かということは推測でしかないが、2014年では韓国、朝鮮、中国の漢字圏の人が半数以上いるが、2023年になるとそれが半分より少し低くなっているのが、漢字ができない人たちがかなり増えてきている状況にあると思う。漢字ができるかはすごく読解力、あるいは作文など書く力に供するものなので、そのあたりへの対応の仕方というのが変わってきている時期だというのはこの表から読み取れる。

河本部会長

外国人市民の違い、この10数年でどういう差が出てきたかというのを、今いくつか指摘いただいたと思う。そのほか、資料に関連してあるいは事務局からの説明についてご質問、ご意見があればお願いしたい。

長坂委員

一つは、趣旨の記載がこういうことがあったという書きぶり、この新しい指針のスピード感や目指すものがやや薄い印象がある。例えば、この1番最初の趣旨のところでも多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めているということをもう少し書いてはどうか。前回はこのことを柱に行ってきたと、そして互いに認め合い、共に生きていくまちづくりを目指しているということを説明した上で、今回さらに、こういうところを目指しているということを加える。改正の趣旨の下のところ「活発な経済活動や多様な人々の交流が行われる国際的に開かれた活力あるまちづくり」と書いてあるが、第1回、第2回の会議で広島らしさ、人権といったことについてもご指摘あったと思うので、そういうものも含めて大きな方向性みたいなものがあって、そこが少し膨らむといいかと思う。その上で先ほどの話から、多様化ということとライフステージという話を先生方からご指摘があったが、日本語教育にしても多様化とライフステージと本当にニーズが異なってきた、それをいかに限られた資源の中で行っていくかということが課題になるので、そこを細かいほうではもう一つの柱にしていくというのも一つの在り方かなという感想を持った。

ヴェール委員

自分も趣旨について同じ印象であった。今回は一つ、「外国人市民等を含む全ての人が安全に暮らし」と、「暮らし」という文言が入ったので少し安心したが、最初に送られてきたのは市の経済活動のみだったので、つまり市の都合のみ、広島市の都合のみ語られていたような気がしていた。やっぱり趣旨の中で、外国人市民の部分について、これから何が課題なのかというのをもう少し触れたほうがいいと思った。そして、「外国人材」という言葉にすごく違和感を持っている。そもそも人材という言葉自体がよく使われていて、特に経済学とか経営学とか政策とかの中で使われているが、人を非人間化する感覚がすごくあり、これは違う言い方ができないかと。例えば、「本市の社会と経済を支える外国人の受入」とか、そういうような言葉に言い替えられないのかと思った。また、趣旨について、最後のところで「外国人観光客を対象とした施策は盛り込まない」というのは、これももう少し積極的に表現できないかと思った。例えば外国人観光客への配慮も重要だが、本指針では実際に広島に住む人たち、あるいはこれから住む人達を対象にするとか、国の推進プランからなくなったからもう掲載しないというのは何かあまりにも消極的な表現だと思う。指針では、もっと前向きに実際に広島に住んでいる人、そしてこれから住む人たちの取り組みに限定しますというような表現がよいと思う。

河本部長

1番最後の3行については表現をもう少し肯定的なものに変える。それから、下から3番目の点の最後の4行目の「外国人材の受入れ」の人材という表現も人を非人間化しているのでよくないと。

長坂委員

外国人材という言葉を使うという背景は何か。政策的な背景があるのか。

事務局（河村部長）

国がそういう言い方をしているものが多かったが、指針の中では人材っていう言い方をしない方がよいと思う。人材となると非常に限定された印象を受けるので、外国人に書き換える。

ヴェール委員

定義についての質問だが、前に送ってもらったものと変わったところ、「外国人市民等を含む全ての人」の「外国人市民等」とはどういう定義なのか定めないといけないと思う。「等」は誰を指すのか、そもそも外国人市民という言葉自体も、これは国籍が違う人だけなのか、つまり、日本人ではない人だけなのか、それとも国籍にかかわらず、外国にルーツを持つ人という話なのか、それは定義が必要かと思う。

事務局（中上主幹）

他都市の指針みたいなものを見ても定義がしてあるところもある。広島市においては、現在の指針は外国人市民としか書いていない。ただ、最近の私たちが作成する文章には「等」をつけるようにしており、例えば日本語教育をとってみても、日本の国籍だけど日本語が流暢でない方もたくさんいるので、そういう意味も含めて「等」としてこの多文化共生の対象者に含めている。なのでヴェール委員が言われたように、その定義は完成までには入れたほうがよいと思う。

中石委員

今の話は、日本人の国籍を持っているご両親が外国で生活したことで、その子どもが日本に帰国したのちに日本語の支援が必要であるという場合というのは、外国人等の「等」の中に入っているという意味でよいか。

事務局（中上主幹）

はい。あとは中国帰国者の人たちのことも関係している。彼らの中には日本国籍だが日本語がほとんどできないという方々もあり、実際、そういった人達のことも含めて考えないといけないという趣旨で、外国籍だけで限定しないほうがよいということもあり「等」を入れるように最近はしている。

中石委員

いわゆる日本人の帰国生についてはどうか。

宮地委員

両親が日本人で海外駐在していて、日本語があまり上手じゃないというような児童は外国人市民等には入らないと思う。そこまで細かく定義するのかどうか。

事務局（中上主幹）

指針自体は、日本人向けの啓発という意味も含むことから、日本人、外国人双方のものと考え

ている。言葉の定義としてはどこかに入れたほうがいいと思うが、この指針の対象は、外国人市民等のみに掲げるものとは考えていない。その個別の事業によって対象者が変わってくる可能性はあると思うが、その日本語教育だけで言えば、いわゆる帰国生について必要であれば排除するものではない。各事業に落とし込んだときに、この事業に関してはどこまでという線引きが必要になるのかなと思う。

事務局（河村部長）

この指針のレベルでそこまでいるかは現段階ではっきりとは言えないが、どうしても加えたい場合は、外国人市民等プラス海外から帰国した児童生徒とか、外国にルーツを持つ子どもとか、表を加えるなどして対象をしっかりと補記するという形を考える方法が確実かもしれない。特に子どもの政策の時はそういう対応でいいかもしれない。今後、来年度の後半には実際の文面を見ていただくようになるので、この施策に対して、この書き方では漏れる人がいるというようなご意見があれば、その都度頂戴できればいいかと思う。

河本部長

今の話だと、外国人市民等については定義を指針の中で定め、それぞれ事業を検討するときに、外国人市民等の等は誰になるのかというのは漏れそうな人たちがいたら、その都度別の言葉で追加する可能性がある。我々の議論する場合にそこをどうするかということであるが、不利益を被る人がいないよう各部局では制定していただきたいというのが我々のレベルではいいんじゃないかと。

宮地委員

文章の細かいところのチェックは関係部署にやってもらい、我々としては不利益を被る人がいないよう配慮してくださいというのを会議の意見として言っていくくらいでよいのではないかと。

長坂委員

ただ、外国人市民等という「等」について、それは色々な経験をしてきた人が市民としてここに暮らしているということを表現する一つの精神でもあると思う。いつどこで育ったかということにより、いろんな形が生まれてくるというのがライフステージの一つの特徴だと思うので、外国人市民等の表現のままでいいと思う。でもたしかに委員の方が言われるように説明があった方がいいかと思う。

宮地委員

「広島は住みやすい街なんです、だからみんな来てください、定住してください」に繋がるロジックにするには、母語教育は大事だと思う。すべての外国人に優しいというか、将来のことも考えてますよというメッセージを入れるためには、やっぱり母語の部分を組み込んでいき、広島に外国人市民が増えてほしいというようなことが書けないかと。

二宮委員

先になるが資料4の11ページ「基本施策2 生活支援体制の充実」の「施策2 教育機会の確保と子ども・子育て支援」というところで学齢期の外国人の子どもたち、学齢期と言えば小学校中学校のことだが、自分は保育園がとても気になっている。実は保育園の方から多文化共生の研修会をしたいと相談を受けたことがある。また広島市と他都市が母語に対する意識が大きく違うというのが研究論文から伺えた。北海道、千葉、山梨、大阪、広島、香川、福岡、沖縄の8地域の保育園を対象にアンケートとった内容で、外国にルーツを持つ子どもに必要な援助は何かという問いに、他都市では、日本語の習得と答えたのが44%。母語の習得と答えたのが23%。広島県の場合はというと、日本語習得と答えたのが61%、母語の習得と答えたのは6%。母語習得の必要性はないと考えているのか、保育士の意識の中には、いろんな事情があると思われる。

宮地委員

いつの時点の調査か。

二宮委員

2020年8月。広島大学の七木田先生の調査。乳幼児の保育のニーズに関する研究ということからの調査結果ではあるのだが。そのあたりの意識の違いが大きいということと、あと母語の習得で本当に困るのは、5歳、6歳ぐらいで外国から来た子どもたちについてだ。生まれた時から日本に来ている子は、いくら母親が母語しかしゃべれない家庭環境であっても、保育園等色々な場所で自然と日本語を学んでいく。学齢期の10歳以上で来た子どもたちは母語がしっかりしているので母語を日本語に置き換えるという作業で理解が進む。しかし、5歳、6歳ぐらいで来た子どもたちというのは、母語も十分定着してない上に、日本語も十分理解できず両方が中途半端、ダブルリミテッドになる。この子どもたちは中学・高校では学力的に追いついていけないので、これまでの例でいうと、大分減ってはきているが、問題行動であるとか希望どおりの職につけないというようなことがある。保育指導課、保育園の方も母語に対する意識というのをしっかり考えておられて、幼稚園、保育園の研修会をされている。だから、母語の意識について本当に必要だということを指針の中に詳しく書かなくても、みんなが納得できるような言い回しがあれば広く理解してもらえるのではと思った。

河本部長

そうすると11ページの資料、基本施策2の中の施策2の上から3点目「母語を学ぶことや、母語教育を受けることの重要性について啓発を進める。」で、母語を学ぶことの重要性についての啓発の部分と、それから、母語を実際に教えるという特に就学前の世代も含めて進めていくというのを、できれば事業に入れられるよいという話かと。

二宮委員

学校における日本語学習を支援するということによいと思う。また日本語学習を支援する人材を4,000人とあるが、実際そういう人材がたくさん、特に広島大学の渡部倫子研究室を卒業した学生たちがボランティアで基町小学校へ来てくれた。しかし、広島で働く場所がなく、奈良の教育委員会や福岡のほう行ってしまう。広島に定着して基町のような自分の能力を生かせる場所

があればよいし、また広島に残っても教育関係じゃなく他の分野に就職するのがもったいないということがあって、何かそういった学生たちが本当に教育の現場で技術が続くような、具体的に、もし中学校高校の免許を持っているが小学校で働けないという場合は、今は人材難なので、助教諭免許というのが出るので、教育委員会で幼稚園や中学校高校の免許があるなら助教諭免で小学校の教員ができるようにする、そしてここからだが、何年かそこで経験すると採用されるようなシステムができたらいと思う。どんどん県外に人材が流出していきもったいないので、人材の確保についても触れてもらいたい。

② 資料４（１０ページ以降）について

資料４「広島市多文化共生のまちづくり推進指針 改定案（たたき台）」（１０ページ以降）について事務局から説明。

河本部長

資料３と説明のあった資料４の１１ページ、１２ページと１番最後の資料５はほぼ同じものになっている。資料３の右側が項目だけ。二つの目標と基本施策等が書いてあるのが資料３、それぞれの中で何をするのが書いてあるのが１１ページと１２ページでこれが改定案だが、現行の指針と改定案がどのように違うのかという比較が資料５になる。最後の資料５まで見ていただき、委員の皆様からご質問ご意見があればお願いしたい。

ヴェール委員

相談窓口の話だが、これは「多文化共生施策の推進体制の整備」(3)「拠点整備」とも関係してくるかもしれないが、９ページの課題の整理の１「コミュニケーション支援の充実」の中の３番目で「相談窓口を周知し利用をしやすいものとする。」、そして、１１ページの施策１の２番目、「相談できる窓口を運営するとともにその周知を図る。」、これは、今までも運営してきたわけで、ここはコミュニケーション支援という施策の一部として語られる訳だが、他都市の事例で、北九州市は相談窓口にとっても力を入れて、ソーシャルワーカーを専門職として雇って継続的にケースワークもできるような体制になっており、広島市もどこまでそういうのができるのか。もちろん予算のこともあるでしょうが、しかし相談窓口の周知を図るだけではなく、機能強化を図るということにしてほしいと思う。

相談員は、基本的にはコーディネーター役だが、この人の問題は何なのかとか、しっかりアセスメントできる人、それを誰に繋がたらよいか判断できる人が必要。外国人市民の置かれた状況や、彼・彼女たちが抱えている問題が様々で、DVとか本当に深刻な問題、差別から生じる問題もあるわけで、そこもフォローできるように、できるだけ拾ってあげられるような体制にできたらよいと思う。

中石委員

ヴェール委員の意見に賛成で、窓口というと一対一のイメージだが、チームでその人の問題について話し合うような、相談できる体制づくりというのが大事だと思う。もう一つ可能であれば、その話し合いの場に本人も参加するなど、外国人市民をなしにして行われないという体制が必要

かと思う。行政がやるのか、もしくは地域でやるということもありうると思うが。

宮地委員

同感である。それを全部行政に丸投げというか、行政が何でもやりますと書いてしまうのが良いのか、あるいは、10ページの目標2「多文化共生意識の高揚」の部分にうまく盛り込んで、市民が関わって取り組んでいく、というような書き方にするのが良いのかは議論の余地がある。また別の切り口としては、ここに行けば大丈夫という駆け込み寺みたいなワンストップの窓口機能を行政が持つことが大事なんだと書くのが良いのかもしれない。これは考え方が分かれると思うが、何でもかんでも行政でやるのかどうかというポイントについては議論したほうがいい。

中石委員

確かに行政だけが抱えるのではいけないと思うが、行政が連携はしっかり管理していき、市民団体も含めすぐに集まって、必要な人で議論できる体制作りというのがあっていいかもしれない。

宮地委員

正直、お金も人も含めて何でもかんでも行政がやりますと書いてしまうと、できなかったときの反動が大きいと思う。

事務局（河村部長）

その受け皿的なことをどうするかというのは、相談窓口自体で解決できることは非常に少なく、的確に支援してくれるところにいかに早く繋ぐかということにかかっていると思う。ヴェール委員が言われたように北九州市には有名な職員がおり、医療ボランティアの講師もできる、日本語教師の資格もある、多文化ソーシャルワーカーの資格も持っているような本当に素晴らしい方がおり、その方が相談窓口のほぼ全てをコーディネートされてるというのは、私も視察に行き、去年も7月頃に広島に来られて色々情報交換させてもらって知っている。広島市とはレベルが違いすぎるというところもあるが、広島市でもできるだけ的確に繋ぐというところは意識はしているところではある。確かに言われたように、ただのコミュニケーション支援ではなく、そういったコーディネート体制を強化するであるとかといったことをきちんと書いていく方がよいと思った。国の方でも来年度からそういうコーディネーターの養成研修を始めるらしいので、そういった研修もうまく活用しながら人材育成、確保といったところが広島平和文化センターの中でできていくとよいと思っている。市はどうしても職員が異動してしまうが、財団の方が職員が異動する率が低いので、できるだけあちらの相談窓口のスタッフのレベルアップを図っていけたらよいと考えている。

ヴェール委員

今までの意見にもあったが、市民、市民団体の連携とか育成など、そういったところは、資料4の12ページ多文化共生施策の推進体制の整備(2)「多様な主体との連携・協働」の項目で取り上げることになると思うが、社協や地域の団体などうまく繋げていくことは確かに必要。連携や繋げてあげるというのはまず重要だが、本当にうまく問題が解決できているのか、フォローア

ップはいると思う。

長坂委員

資料４の１１ページ、施策３「適正な労働環境の確保」というところで、「市に就労・雇用に関する相談があった場合」という書き方が受け身的な印象を受ける。コミュニケーション支援とは生活の相談ということだが、ワンストップ的に考えるならば、ここだと生活就労相談とかそういう表現の方がもう少し働きやすいというような印象は広がるかなと思う。

中石委員

情報提供だが、地域の日本語教室で子どもが学校に行っていないとか、最近ごはんを食べていないなどの問題が発覚することも多い。このように地域の日本語教室が相談できる場所とか、問題を発見できる場所となっている。

宮地委員

資料４の１１ページ基本施策１の施策２のところで、外国人の方に日本語を教えるということでコミュニケーション支援をしようとしている。この点には異論はないが、もしかすると観光客向けをイメージしていることになるかもしれないが、受け入れる側が色んな言語を勉強することでコミュニケーションが取れるようにしていく施策も大事かと思う。色々な言語があるが、まずは英語だと思う。英語を話すことができればかなりの人とコミュニケーションを取ることができる。広島の人々の英語のレベルを少しずつでも上げていけば意識づけも含めて大分変わってくるのではないかな。

河本部長

受け入れ側の啓発と併せてというようなイメージか。意味合いとしては、コミュニケーションの歩み寄りというか、一方的に日本語覚えてくれというわけじゃなく、こちら側も他の言語を勉強してみようということか。

宮地委員

そういうことをやるのが多文化共生の意識醸成に繋がるのではないかなと思う。英語のレベルを上げることそのものが目的ではなくて、そのような施策を広島市がやろうとしていることで、市民の意識が変わってくるのではないかなと思う。あまり「英語」を前面に出しすぎると、じゃあ中国語じゃなくていいのか、韓国語じゃなくていいのかという議論になってしまうので、その辺を「外国語」と書くのがよいかもしれないが、私の個人的な感覚としては、入口としては英語が良いかなと思う。

増田委員

今、宮地委員が言われたこの目標２の「市民の交流を促進する」というところに関わってくるのではと感じたのだが、この指針で見たときに、行政側もしくは提供側がこれをします、図りますというのは入っているが、市民として私たちは何ができるかという視点で、もう少し市民側に

求めるものを入れていいのではないか。もう1点、前回の指針と見比べる中で、前回「検討する」であったものが「提供する」に変更しているものは進歩があったと勝手に捉えている。例えば災害の部分で言えば、前回の指針では「検討を進めます」が、今の案では「検証を行います」というように、非常に前に進んでいるように感じる。一方で、今回の案の中で、「検討する」が思いのほか残っているということをも思う。正直に言って「検討」は行政用語的に逃げ道に使われるということがある。「この検討はしましたよね」とよくある話で、「はい、検討したんでこの指針に沿ってやりました」ということになり得る文言でもある。特に医療介護サービスの提供のような部分で、基本施策2「生活支援体制の充実」の2番目「医療や介護サービスの提供を多言語で行うことができる環境づくりについて検討する。」となっているが、ここは実は前回と似たような表現で検討が検討のままであったりするので、難しいところだとは思いますが、もう少し何か前向きな協議いただくことはできないかと。

河本部長

今二つご意見をいただいた。一つは行政が外国人市民に何を提供するのかだけではなく、広島市民が何をやるのかを書いてはどうかという意見と、それから単語の選び方というか、実際のやるかどうかのレベルも変わってくるが、検討することに限らず、そのあたりをどうするか。

事務局（中上主幹）

「検討する」というところについては、今現在、具体的に取組事業としてないものが「検討する」という書き方になっている。指摘があった例えば医療のところや労働環境のところは、私たちに権限がない部分であり、このように突破しようと思うとハードルの高い部分が「検討」という表現になっている状況ではある。それでも今後の庁内調整で、こういうことならやってみようという話に持っていければ、また表現も変えていきたいと思う。せつかく今後10年間のことについて作成するものなので、ご指摘のようにできるだけ前向きな書き方ができるようにしていきたいと思う。

市民側に求めることという、とても積極的なご提案をいただいたと思っている。指針ということでもどうしても市がこういうことをやりますということばかり書きがちだが、確かに自分が以前いた地球温暖化対策をやる課では、その温暖化対策の法律の中に市民の責務が入っていたりなどしていた。この温暖化の問題は市民みんなが取り組むべきことなのでそのように書いてあるのだが、今回の指針の中でも市民の皆さんもこういう意識で協力してくださいとか、行動してくださいと書くのも今までの指針にないことなので、新しい視点をいただいたと思う。

長坂委員

そうすると、目標2のところを、少し書き方を踏み込めれば、今だと「交流」だけが例として下書きの状態になっているが、教育とか啓発活動とか、もう少し表現が積極的になってくるといいか思った。もう一つ、目標1についての意見だが、「暮らしやすさ」に配慮しているところは生活の便宜を図るみたいな形かと思うが、今、議論があったように、この指針の中での表現としては、「安心安全な暮らし」の方がよいのではないかと。

宮地委員

違和感はないが、意味的にはあまり変わらないのでは。

冒頭で説明のあった資料2の市民会議で出された意見にも、差別に関する文言を盛り込んでほしいとあり、そういうところが今の部分に少し関わってくるのかなと思う。積極的に打ち出すかどうかはあるが、ただやはり起こってしまったら犠牲になる人が出てくるということを内包していると思うので、そこの辺を考慮すると、今長坂委員が言われたように「安心安全」というのは大事な視点なのかもしれない。資料4の9ページの1番下のところに「外国人に対する差別や偏見をなくす」という表記があるが、差別というと先鋭的な言葉過ぎる面がある。これは自分は差別ではなく、誤解だと思ってる。色々なことは誤解から生じており、それはコミュニケーション不足から生じていることが恐らくかなりの部分であると思うので、「外国人に対する誤解をなくすために」変えたほうが自分はすっきりするが。あえて書くかどうかは結構難しい。

河本部会長

ヴェール委員からは差別ということも書いたほうがいい、差別は実際にあるという御意見を今いただいた。

中石委員

ちょっとずれるかもしれないが、10ページの目標1と2について、新たな視点というところで、安心に暮らせるという基盤も含めてだが、同時にキャリアなど、よりよい自分になれるといった意味での安心安全というところまで含んでいると感じるので、そこまで書けるのではないかなと思う。それと、日本人側が学ぶという視点が出たが、外国人同士が分断するということがあり得ると思うので、外国人同士も学ぶという視点も新しくあってもいいかなと思う。

河本部会長

目標に入れるというと、先ほどのよりよい自分になれるというのを目標として掲げるか、もしくは一つ目標として掲げるのではなく、全体にそういう意味を加える。これについては最近よく言われ始めているので、この先の10年を考慮すると、そのあたりの意味まで含んだほうがいいのではないかなと思う。

中石委員

はい。言い方としては、それぞれが自分の能力を発展させ、発揮できるようなイメージ。

河本部会長

いい表現があるとよいのだが。また、その多文化共生意識の高揚であったりその意識を持つという点では、日本人と外国人と二つに分けるのではなくて、それぞれの国籍であったり文化であったりをお互いに学び合うというような視点が必要ではないかなと思う。

二宮委員

中国の国籍が多いということもあり、これまでは日本と中国、特に基町地域においては対立というか、異質の文化をどう受け入れるかという感じだった。しかし今は色々な国が増えて多様な文化ということで、今基町保育園では色々な国の子どもたちの保護者同士が繋がり、異質性もある中で同質性も学ぶというような理解が深まっていく実態がある。これは先進的だということで今度全国の保育園の研修会で発表されるそうだ。何かそういうニュアンスは必要だと思う。常に日本人と外国人ということではなく、そこも併せて多様性として考えたらいいのではないかと、今、中石委員の意見を聞きながら思った。

話は変わるが、施策4「住宅確保のための支援」で、住宅の確保だけでなく、地域での共生を図るという文言を入れてもいいのかと。次の施策5にも関連するが、「災害時等の非常時における支援」ということで、社会福祉協議会がすごく意識を変えて、中国の人たちがルールを守れないのは知らないからだ。災害時の危険性とか、どういうことがあるかわからないので、安佐北区にある広島市の防災センターにバスを借り上げ中国の方たちを呼び、実際に体験してもらいながら、特に基町アパートで災害が起きた時にはどうしていないといけないかを学ぶ機会を設けた。しかし、一方で、社会福祉協議会の他のメンバーからすると、今人口も減って入会者が減り予算が足りない中で、体協など他のところに分配していたお金を削ってこちらにお金を回したということで非難されるケースもあったりする。先ほども社会福祉協議会を活用してみたいな話があったが、そういう多文化共生に関する助成というか、外国人市民の支援をする地域に分配し啓発しつつそういう醸成にあたるように、社会福祉協議会が多文化共生に関わる事業を進めることに繋がればいいのではないかと。全部市でやってしまうのではなく、社会福祉協議会を活用していったらいいと思う。

河本部長

資料5の総務省の出している多文化共生プランの1番下「地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働」という文に関係するかと思う。先ほどのコミュニケーション支援の部分で、地域の団体とか市民団体というのが出たが、それを同じように外国人の住居の部分、あるいは地域の中での多文化共生についても、社会福祉協議会に限らずだが、そういった外部の方にも入っていただく。本日は、案として資料1から、特に資料4、5を出してもらっているが、次回5月上旬はこれらの具体の事業について案を出していただくことになる。よって、また資料が事前に届くかと思うが、御検討をお願いしたい。本日いただいた御意見のほうは事務局でまとめ、次回会議に向けて検討を進めていく。

事務局（河村部長）

1番最後に入れている拠点の整備についてどうお考えか御意見をメールでもいただきたい。今広島市には国際交流も多文化も含めて、多文化交流センターとか国際交流センターといった場所がない。組織としても、実働しているのが平和文化センターの中の一つの課になるのだが、他の市だと国際交流協会というのが単独であるが、広島市の場合は協会が平和文化センターに合併しその中の一つの課になってしまっている。それが外から見ると非常にわかりにくく、今担当課の多文化共生面での役割は非常に大きくなっているのに、今の組織名だと外部から認知してもらえないので名前を変えたいと、市で多文化共生センターという名前を付けてくれなど強く言われ

ている。また昔国際会議場の1階にあった国際交流ラウンジという場所を色々事情があり結果的に閉鎖してしまっており、代わりの場所を確保することができていない。こういった場所がほかの政令市や中規模の都市だと大体ある。外郭団体の事務室プラス交流スペースになっていたり、ソフト・ハード面での拠点になっているところが多いので、本当はそういう場所があったほうがいいと思いながらもなかなか場所の確保が、お金もかかることで簡単ではない。しかしながらせっかくの機会なので御意見をいただきたい。実際この指針の中に盛り込むかどうかは別にして、組織の名前のことと含めて市の内部での検討の材料にはさせていけるのではないかと思っている。